

第四、承認

第五、承認

第六、従来より分働制度の設けあるを以て新設の要なし

第七、承認

第八、承認

第九、争議の爲二十一日の休日は之を分休とし争議一側

の費用は會社より直接支辨せざるも調停者に於て金

一割(十圓)を提出す。

かくて以上の解決條件にて争議代表は之を一團に報告し

其の瞭解を得たので、即時争議調停事務所を引揚げ、二十二

日午前六時より平常通就業するに至つたのである。

(ピラ篇)

大牟田電車會社の暴状を見よ！

兼て暴業状態にあつた電車會社の自動車従業員は會社の冷遇を待

避による不平不満が本朝朝一齊に爆發して遂に組織業に逼つた。

大軌全従業員は勿論市民はこの暴虐なる大軌を廣懲する爲このス

トライキを徹底的に應接しろ

○バスの従業員を見殺しにするな！

○絨首被給絶對反對だ！

○暴動者を監視せよ！

日本國家社會黨大牟田支部

面有明町 松 崎 源 内